

漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調書を縦覧します。

令和六年一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

1 加入区の名称

利島村加入区

御蔵島村加入区

2 発起人の住所及び氏名

利島村加入区

利島村 51 番地 梅田 寛

利島村 255 番地 森山 武

御蔵島村加入区

御蔵島村 広瀬 正一

御蔵島村 加藤 啓司

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

利島村漁業協同組合

御蔵島村漁業協同組合

4 縦覧期間

令和六年一月十一日から同年一月二十五日まで

5 縦覧場所

利島村十三番地 利島村漁業協同組合

御蔵島村 御蔵島村漁業協同組合